

子母発0609第2号
令和2年6月9日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いについて

不妊に悩む方への特定治療支援事業においては、高額な治療費がかかる体外受精や顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、患者の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成しているところです。

助成を受けるにあたっては、夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）が730万円未満であるという所得要件を満たす必要がありますが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大幅に所得が減少し、それまで助成によらず実施してきた不妊治療の継続が困難となることや、治療の延期により、本年5月末までの申請ができず、前々年の所得では要件を満たしていたが、前年の所得で要件を満たさず助成の対象外となってしまうことが想定されます。

つきましては、こうした状況に鑑み、平成17年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添17「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、時限的に、下記の通り取り扱うことといたしました。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、下記にご留意の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知をお願いします。

記

1. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件について、「夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）が730万円未満である場合」を満たさない場合であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、夫及び妻の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象として取り扱うこととして差し支えない。

【給与所得者の場合の所得の推計方法の例】

- ・令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1ヶ月の給与×12
- ・賞与等の推計額

の合計額

※ 個人事業主等の場合は、給与所得者に準じた取扱いとする。

【所得急変の確認書類の例】

- ・所得急変前の課税証明書の写し等、会社作成の給与見込、計算の対象月の給与明細、賞与等の明細
- ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出
- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書など

【賞与等の推計の例】

- ・勤務する会社等が定める賃金規定・賞与等の支給方針等をもとに推計
- ・支給された本年の夏季の賞与等の同額を冬季の賞与等の額として推計
- ・前年の賞与等の額から、本年の賞与等の額を推計

など

2. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件について、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合に、前々年の所得が730万円未満であって、前年の所得が730万円以上となる夫婦については、前々年の所得をもって助成の対象として取り扱うこととして差し支えない。

以上

新型コロナウイルスの流行下の不妊治療助成における 所得判定の見直し

1. 背景

- 不妊治療助成については、現行の要綱上、前年の夫婦所得（730万円未満）をベースに助成の可否を判定しているところ（5月末までの申請については前々年所得）
- これに対し、新型コロナウイルスの流行に伴い、以下の課題が生じている
 1. 前年所得（730万円未満）では対象外であるが、本年の大幅な所得減により、助成によらない形での不妊治療の継続が困難
 2. 治療の延期により、現行の要綱に基づく5月末までの前々年所得での申請ができず、結果的に助成対象外（前年所得は730万円以上）

2. 対応

以下の措置を時限的に実施

- ① 本年、新型コロナウイルスの流行を理由として所得急変が生じた場合
⇒ **1ヶ月※**の収入、賞与等の推計をベースに所得判定を行う

※令和2年2月以降申請月までのうちの任意の1ヶ月

- ② 治療延期により5月末までに申請ができなかった場合
⇒ 時限的に今年度中は前々年所得による申請も認める



家計急変時の所得の確認方法

1. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

2. 所得制限の考え方

- 現行制度：市町村の課税証明書等により、夫婦の前年所得の合計が730万円未満か確認
- 本特例**：以下の方法で、おおまかな夫婦の所得の合計を算出し 730万円未満か確認
※国から都道府県等に、算出用のエクセルを配布
- 計算方法：
 - ・令和2年2月以降以降申請月までのうちの任意の1ヶ月の給与等を1.2倍し、年間の給与等を推計。
 - ・賞与等について、勤務する会社等の賃金規定・支給方針等をもとに推計。
 - ・給与等を所得に直す計算については、給与所得控除を考慮。
 - ・所得からの控除等は申請者の申告によるものとする。
※ 個人事業主等については、給与所得者に準じた扱いとする。

3. 収入の確認方法

- 以下の書類を提出させることが考えられる。
 - a 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
 - b 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ 等
- 基本的には、申請者の申告によるものとする。

(参考)新型コロナウイルス流行下における不妊治療助成における所得判定の見直し事例

(万円)

年度		H30	R1	R2 (推計値)
ケース ① (所得急変 救済)	所得	1000	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	×
ケース ②-1 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	× (前々年所得 5月末まで○)
ケース ②-2 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	900
	助成	—	—	× (前々年所得 5月末まで○)

判定方法見直し

年度		H30	R1	R2 (推計値)
ケース ① (所得急変 救済)	所得	1000	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	○
ケース ②-1 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	○ (前々年所得 本年度○)
ケース ②-2 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	900
	助成	—	—	× (前々年所得 本年度中○)